

## 泉佐野丘陵緑地 指定管理者選定基準

応募要項選定基準	(1) 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。 (2) 事業計画書の内容が、当該事業計画書に係る公の施設の効果を最大限に発揮するものであるとともに、その管理に係る業務運営の改善及び経費の縮減が図られるものであること。 (3) 事業計画書に基づき、当該施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有するか、又は確保できる見込みがあること。 (4) 市民の声が反映される管理運営を行うものであること。
----------	---

※委員1名の持ち点を100点とし、提出書類及びプレゼンテーション内容についての審査を行い、合計点数が一番高い者を指定管理候補者として選定する。

ただし、審査において、配点合計点の60%を最低基準とし、基準点を満たさない場合は、指定管理候補者として選定しない。

※応募者が1者のみ場合は、価格評価点を除いた点数を配点合計点に置き換え、応募者の得点とその60%を下回らないことを選定の条件とする。

※事業計画書項目「9. 管理運営費の額」の「価格評価」は事務局で計算を行う。

※提出された事業計画書（様式第2号）の内容が上記以外の内容が記載されている場合でも、その記載内容の審査・評価を行う。

評価基準	5点満点	10点満点
優れている	5点	10～9点
やや優れている	4点	8～7点
普通である	3点	6～5点
やや劣る	2点	4～3点
劣る	1点	2～1点

# 泉佐野丘陵緑地 指定管理者選定 基準表

事業計画書項目（様式第3号）		審査項目	採点基準	配点
経営実績（類似施設の実績等）		①応募団体の安定性 ②事業実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直近の決算状況が良好であるか</li> <li>・応募団体の組織は、責任体制及び連絡体制が確立されているか</li> <li>・類似施設又は関連業務の管理運営実績はあるか</li> <li>・公園施設の管理運営にあたり、必要な知識、ノウハウ、能力を有しているか</li> </ul>	10点
1. 管理運営上の経営方針		管理の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理の基本方針が施設の設置目的、当該業務の目的を的確に認識した上で具体的に示されているか。</li> </ul>	5点
2. 管理運営上での特徴的な取り組み		取り組みの実現性及び公園施設の機能向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取り組み内容が、公の公園施設、社会的観点から妥当なもので具体的かつ実効性のあるものか</li> <li>・安全安心な公園利用、公園施設の長寿命化に繋がる特徴的な取り組みを行っているか</li> <li>・公園の理念に沿った公園作りについての提案がなされているか</li> </ul>	5点
3. 施設の管理	(1) 職員の配置及び採用	①配置計画の適正性 ②職員の経験・専門性 ③採用方針・手続き	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適切な人員配置になっているか</li> <li>・管理責任者及び管理体制は明確になっているか</li> <li>・リスク管理等、内部の意思疎通、連絡体制は妥当か</li> <li>・男女雇用機会の均等、障害者雇用を考慮した採用となっているか</li> <li>・職員の勤務条件が、労働基準法などの法令を遵守したものになっているか</li> <li>・公園施設の修繕・補修等に対応できる人員が配置されているか</li> <li>・樹木等を維持管理できる人材が配置されているか</li> <li>・受付、経理、相談業務を遂行できる人材が配置されているか</li> <li>・ボランティア団体等との協働の経験を有する職員、自然環境に関する知識を有する人材の配置に取り組む予定はあるか</li> <li>・類似施設又は関連業務の管理運営経験を有する人材が配置されているか</li> </ul>	10点
	(2) 職員の研修計画	職員の維持管理能力の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の教育訓練の取り組みが適切に計画されているか</li> <li>・人権研修に取り組んでいるか、または今後取り組む予定はあるか</li> <li>・専門的知識や技能等の職員の能力開発や、接遇等の職員資質を向上させるための研修に取り組んでいるか</li> <li>・金銭取扱い事故がないように経理事務の処理体制は適正であるか</li> </ul>	5点
	(3) 経理関係	経理の適正化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会計処理は明瞭に行われているか</li> <li>・現金、書類等の管理方法が適切であるか</li> </ul>	
4. 施設の運営	(1) 自主事業計画	事業の実現性及び利用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画の内容が、具体的で現実的であり、かつ創意工夫や積極的なものであるか</li> <li>・利用促進に繋がり、地域活性化に寄与できるものであるか</li> <li>・自主事業の収益を市民サービスへ還元する提案がなされているか</li> <li>・地域の活性化及び地域経済への波及を考慮した提案となっているか</li> <li>・多くの利用者と呼ぶ視点での工夫があり、公園の活性化のための提案となっているか</li> </ul>	10点
	(2) サービス向上の方策	①利用者サービスの向上及び平等利用の確保 ②施設運営の継続性及び独創性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の平等利用が確保されたサービス内容か</li> <li>・利用者ニーズを的確に把握し、利用者目線でサービス向上に繋げる方策がとられているか</li> <li>・苦情・要望に対する対応の方法や体制は適切であるか</li> <li>・公園施設が快適で衛生的な状態に保たれ、施設運営の継続性及び創意工夫が行われているか</li> <li>・新たなサービス内容が、実効性かつ独創性があり、利用者にとって魅力のある内容であるか</li> </ul>	10点
	(3) 地域活動、文化活動に関する情報収集・提供	地域活性化への貢献	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域性や公園施設の特長を活かした提案であり、かつ広報等を活用し、施設の利用を促進させ、地域の活性化に繋がる提案であるか</li> </ul>	
	(4) 利用者等の要望の把握	苦情・要望への対応計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者等からの要望把握のための具体的な方策がとられ、利用者等の要望、意見等を反映できる提案か。また利用者等からの相談や苦情処理に迅速かつ適切に対応できるか</li> </ul>	10点
	(5) 地域・他施設連携	行政、地域、教育・研究機関等との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係団体や地域等との連携、交流等を積極的に推進し、施設の有効性が発揮でき、災害時でも関係団体や地域との連携の維持、協調性を保てる提案となっているか</li> </ul>	
5. ボランティアとの協働に関する取り組み		①受け入れ体制、安全管理 ②協働の計画 ③募集方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティアとの協働体制や安全管理の計画が、具体的かつ継続的な仕組みとなっているか</li> <li>・活動を周知するための広報や、ボランティアの募集方法は具体的かつ実効性のあるものか</li> </ul>	10点
6. 個人情報の保護措置		情報管理体制の堅牢性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報保護及び情報公開の認識並びに取り組みは適切であるか</li> <li>・個人情報保護の管理体制（職員への周知、書類の保管、利用の適正化）は適切で、個人情報の漏えい防止に万全な対策を講じているか</li> </ul>	5点
7. リスク管理		①防犯、防災 の対応 ②緊急時・災害時の体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者に安心、安全を与える施設の管理計画になっているか</li> <li>・急病・事故発生時の危機管理体制が取れる提案になっているか</li> <li>・管理業務におけるリスク分担に備えて、指定管理者を被保険者とする適切な損害賠償保険に加入する提案になっているか</li> </ul>	5点
8. その他		①希望理由 ②将来展望	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理者として業務に対する意欲、熱意及び責任感を感じる提案内容になっているか</li> <li>・将来展望は実現性の高いものとなっているか</li> </ul>	5点
9. 管理運営経費の額		①収支計画の妥当性 ②コストの削減	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収支計画は適切か、また収支計画で自主事業等必要な経費が、全て計上されているか</li> <li>・適切な管理運営が行える計画となっているか</li> <li>・費用低減に向けた具体的な対策や工夫を講じているか</li> <li>・相対的に市財政に寄与する提案となっているか</li> </ul>	10点
		価格評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・評価上の提案価格の指定管理料下限額（以下「評価下限額」という。）を設定し、提案価格が評価下限額の価格提案した者の価格評価点は、満点（5点）加算とする。（評価下限額は、全ての応募者の中で最も低い提案価格とする。）</li> <li>・評価下限額を超える価格を提案した者の評価点は、評価下限額を当該提案者の提案価格で除して得得率を満点（5点）に乗じて算出する。（小数点第1位未満切捨） 《算式》（最低提案額）／（申請者の提案額）×配点＝（申請者の得点）</li> <li>・上限額を超える金額で価格提案を行った者の見積書の価格提案は失格とする。</li> </ul>	5点
<b>選定総評価点数</b>			-	<b>100点</b>